

公益社団法人 日本化学会殿

オンライン講演会同意書

私（以下「甲」といいます。）は、下記に定める講演会での講演（以下「本講演」といいます。）に関し、公益社団法人日本化学会（以下「乙」といいます。）が提示する下記内容を理解の上、すべて同意しました。

記

1 講演会の概要と合意

甲は、乙の依頼により乙が開催する下記の講演会において、講演者として講演することに同意しました。

(1) 実施日時： _____ 年 _____ 月 _____ 日 () _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分

(2) 実施場所： _____

(3) 講演会名称： _____

2 保証

甲は乙に対し、下記各号の内容をそれぞれ保証します。

- (1) 本講演の内容及び甲が事前に作成し乙に提出した予稿集・レジュメ・資料類等（以下「講演資料」といいます。）が、甲を著作権者とする著作物（他の著作者との共同著作物を含みます。）であり、かつ第三者の著作権その他いかなる権利及び利益を侵害するものではないこと
- (2) 甲が、第三者の著作物等を本講演において使用しようとするときは、甲の責任と費用負担において、本講演に先立ち事前に、必要に応じて当該著作物等の権利者から許諾を得ておくこと
- (3) 講演会での受講者の発言音声及び受講者肖像の画像（以下総称して「受講者音声画像等」といいます。）について、乙又は乙が指定する者（以下「乙ら」といいます。）が受講者に対して、マイク・カメラのオン・オフの操作、受講者による質問その他講演会の受講上の注意事項を特に指示しない場合は、甲が、本講演を始める前に受講者に対して、マイク・カメラのオン・オフの切り替えは受講者自身で可能であること、また、マイク・カメラがオンのときには受講者音声画像等が講演者及び他の受講者に配信され、受講者の肖像権やプライバシーの権利が侵害されるおそれがある

ることについて説明すること

- (4) 甲の自宅又は所属団体等の研究室、その他甲が管理する場所等で本講演を実施する場合であっても、甲はその様子を乙の承諾なく無断で録音・録画（甲が自ら録音・録画するほか、甲が第三者に依頼して録音・録画する場合も含みます。以下同様。）しないこと
- (5) 乙の定める「オンライン講演会実施に関する著作権ガイドライン」を遵守し、これに同意すること。甲が乙の会員である場合は、乙の定める日本化学会会員行動規範（<https://www.chemistry.or.jp/activity/kodokihan.pdf>、以下「本行動規範」といいます。）を遵守すること、また、甲が乙の会員ではない場合においても、本行動規範の一部分（本行動規範（補遺）行動の指針中のⅡ．知的財産、同Ⅴ．科学研究の成果 1．論文の著者として、同Ⅶ．研究開発プロジェクトの申請と審査及び同Ⅸ．不正行為の防止と事後処理 1．不正行為の防止）と同一内容の規律を遵守しこれに同意すること
- (6) 本同意書に定める事由を遵守すること
- (7) 甲が、前各号のいずれかの保証に違反したことにより、乙ら、当該著作物等の権利者又は受講者等の第三者との間で問題を生じた場合は、甲の責任においてこれを解決すること

3 本講演の実施方法

甲は、乙らが下記各号の方法により本講演を実施することを許諾します。

- (1) 乙らが撮影する本講演を、日本化学会WEBサイト等の乙が適宜指定するサイト（以下「本サイト」といいます。）からインターネットによりリアルタイムで受講者に配信すること（以下「ライブ配信」といいます。）
- (2) 乙らが、本講演のライブ配信を、Zoom その他の配信ツールを利用して録音・録画すること（甲が本講演において講演資料にない著作物・資料等を示した場合を含むものとします。以下同様。）
- (3) 本講演に先立ち、乙らが準備する場所において本講演をビデオ撮影する等、乙らが任意に選択する方法で本講演を事前に録音・録画し、その録音物・録画物を、本サイトからインターネットにより受講者に配信すること（以下「録画配信」といいます。）
- (4) ライブ配信及び動画配信の併用により、本講演会を受講者に配信すること（以下「複合配信」といいます。）
- (5) 受講者に講演資料の全部又は一部を頒布・配信すること
- (6) 本講演に先立ち、甲が事前に作成し乙に提出した甲の氏名・学歴職歴・専門分野・主な著書・所属とその役職等を記したプロフィール（以下「甲プロフィール」といいます。）を受講者に頒布・配信すること。但し、乙は甲プロフィールについて、紹介時間・紹介スペースなどの制約がある場合には適宜、編集・改変することができ

るものとします。

- (7) 本講演中の甲を乙らが写真撮影すること（以下、撮影された写真を「講演写真」といいます。）

4 本講演等の利用

甲は、本講演の実施後に、乙らが下記各号の方法により本講演等を利用することについて許諾します。

- (1) 本講演の講演録、講演要旨及びこれらの翻訳物を作成すること
- (2) 前号に記載の作成物、前項（2）又は（3）に記載の録音物・録画物、講演資料、講演写真、甲プロフィール（以下総称して「本コンテンツ」といいます。）を編集・加工・複製すること
- (3) 前項（2）又は（3）に記載の録音物・録画物を、後日の適宜な期日又は期間において、本サイト等からインターネットにより配信すること（以下「アーカイブ配信」といいます。）
- (4) 何らかの事情により、本講演の全部又は相当部分（中断・停止が軽微な場合は除きます。本項において以下同様。）が中断・停止された場合（原因の如何、配信の有償・無償を問いません。本項において以下同様。）、前項（2）又は（3）に記載の録音物・録画物のアーカイブ配信が可能な時は、受講者に対し、後日の適宜な期日又は期間において当該録音物・録画物のアーカイブ配信を行うこと。アーカイブ配信が不可能な時は、受講者に対し講演資料の全部又は一部を頒布・配信すること

5 本講演等の利用条件

甲は、乙らの本講演等の利用に際し、下記各号の利用条件について同意します。

- (1) 本コンテンツを編集・加工・複製するときは、甲に対して事前にその内容を通知し、協議の上で許諾を得ること。但し、乙は、本講演及び講演資料の利用目的・態様等に照らし、真にやむを得ないと認められる改変についてはその編集・改変が許されるものとします。
- (2) 本講演等を利用するときは、合理的と認められる方法により甲の氏名を表示すること。但し、本コンテンツのそれぞれについては、各コンテンツの利用目的・態様等に照らし、それぞれその表示を省略することができるものとします。
- (3) 本講演等を有償又は無償で利用すること及び利用の期日・期限について、甲と協議の上で許諾を得ること

6 講演料及び本コンテンツの利用対価

乙は甲に対して、本講演の講演者としての受講料及び本講演等を有償で利用した場合の対価を支払うものとします。また、利用の対価については、別途協議の上これを決定するものとします。

7 著作権の帰属等

本講演等に関する下記各号に定めるものに著作物性が認められる場合、その著作物の著作権は、下記各号に定める者に帰属するものとします。但し、下記(1)号の著作物について、甲又は甲の依頼により第三者が本講演を撮影し、監督し又は演出し、本講演の全体的形成に創作的に寄与したことにより、甲又は当該第三者が、映画の著作物としての本講演の著作者であると認められる場合、甲は乙に対し無償で著作権を譲渡し、その著作者人格権は行使しません。また甲は、著作者として認められる当該第三者についても同様に、乙に対し無償で著作権を譲渡し、その著作者人格権を行使させません。

- | | |
|--------------------------|---|
| 1. 映画の著作物としての本講演の録音物・録画物 | 乙 |
| 2. 本講演の原稿及び講演資料 | 甲 |
| 3. 講演写真 | 乙 |
| 4. 甲プロフィール | 甲 |

8 紛争解決に関する協力

- (1) 第2項(7)の他、甲が、第三者の著作権その他の権利を侵害し又は侵害するおそれを生じた場合、甲は、当該第三者との間でその権利侵害に関する問題を、甲の責任において解決するものとし、乙はその解決に誠意をもって対処します。
- (2) 甲が、第三者から権利を侵害され又は侵害されるおそれを生じた場合、甲及び乙は相互に協力してこれに対処するものとします。
- (3) 乙は、第三者から権利侵害とされた著作物の著作権を、当該第三者に返還することができるものとし、乙から当該著作権の返還の申し出がされたときは、甲はその著作権の返還を異議なく承諾の上、これを受領するものとします。

9 別途協議事項

- (1) 甲が、本講演を実施したにもかかわらず、何らかの事情により、乙らが本講演の全部若しくは相当部分(録音・録画されなかった部分が軽微な場合は除きます。)の録音・録画を行えなかった場合(原因の如何、配信の有償・無償を問いません。)、甲は、必要に応じて本講演の再実施による録音・録画について、乙と別途協議することができるものとします。
- (2) 前号のほか、本同意書に定めのない事項については、甲乙別途協議の上、話し合いにより円満に解決するものとします。

以上